

# 令和6年度高知県スポーツ合宿支援事業助成金の申請について

令和6年4月1日

公益財団法人高知県観光コンベンション協会  
会長 井上 浩之

## 1. スポーツ団体について

本助成金で助成を行うスポーツ団体については、次のいずれかを満たしスポーツ団体としての活動実態を確認できるものとします。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校の認可を受け、その生徒又は学生が所属する運動部・運動団体（クラブ、サークル、ゼミナール等）であること
- (2) 公共的なスポーツ組織（競技団体等）により登録、認証、許可等を受けていること
- (3) 上記により難しい場合で、事前に協会に相談し、スポーツ団体の団体規約や活動状況がわかる資料など、協会から指示のあった資料を提出できること

## 2. 合宿の参加者について

実績報告を行う際は、スポーツ団体の合宿参加者名簿（監督、コーチ等を含む）を提出いただきます。この参加者とは、スポーツを行う者、指導者（部長、監督、コーチ、マネージャー等スポーツを行う者の練習及び健康管理に携わる者）、その他の団体構成員（申請団体での役職が確認できる者）とします。また、その宿泊費は、実績報告時に提出される領収金額に含まれていることとします。

## 3. 申請者について

申請を行うことができる代表者及び押印については、下記のとおりとします。

区分	代表者	印
日本代表チーム及び 国外の代表チーム	競技団体の法人代表者	法人印 ※個人印は原則不可
企業等の法人がスポーツ団体を運営している場合	法人代表者 ※これにより難しい場合は、事前にご相談ください。	法人印 ※個人印は原則不可
学校が公認するスポーツ団体 又はその他の任意団体	法人代表者又はチーム運営の責任者（顧問、監督、クラブ代表、サークル代表など）	団体の印がない場合は、団体代表者の個人印を可とします。

※マネージャー、コーチ等の申請の実務担当者が代表者となることはできません。「申請者の連絡先（又は担当者の連絡先）」欄に記入してください。

#### 4. 振込口座について

原則として、申請団体名義の口座とします。申請団体と口座名義が異なる場合は、委任状の提出が必要となります。

申請者名	口座名義例	委任状
〇〇高等学校 硬式野球部 監督 〇〇 〇〇	〇〇高等学校	不要
	〇〇高等学校 硬式野球部	
	〇〇高校 硬式野球部 会計責任者 △△ △△	
	〇〇 〇〇（代表者の個人口座）	必要 助成金請求書（様式第8-2号） 委任状（様式第9号）
	△△ △△（団体構成員の個人口座）	
●●トラベル（第三者の口座）		
〇〇クラブ 代表 〇〇 〇〇	株式会社▲▲スポーツ  （スポーツ団体と運営法人で名義が異なる場合）	同一団体であることを証明する資料を提出してください。

#### 5. 要綱第2条第4項で定める「スポーツ大会」 について

##### （1）スポーツ大会の定義

下記のいずれかを満たす場合は、スポーツ大会とします。この場合、当該助成金の交付は受けられません。

- （ア）主催者が「大会」として周知し、参加スポーツ団体の募集、選抜等がされている場合
- （イ）参加団体の順位等を競う形式で開催されている場合
- （ウ）主催者が当協会の「コンベンション開催支援事業助成金」の交付を受けている場合

##### （2）事前合宿・事後合宿

スポーツ大会への参加のための事前合宿や大会翌日から調整等のため行う合宿の助成対象期間は次のとおりです。

合宿形態	対象期間
大会事前合宿	大会参加日程とは別に2日以上合宿する場合に限り、大会初日が午前中からの場合、前々夜宿泊分まで、午後からの場合、前夜宿泊分までを助成対象とします。
大会事後の合宿	大会参加日程とは別に2日以上合宿する場合に限り、大会最終日が午前中までの場合、当夜宿泊分から、午後までの場合、翌日宿泊分から助成対象とします。

## 6. 助成金を申請する際の注意点

当助成金の申請をされる方、当助成金を受給される方は、要綱をよくご理解のうえ、下記の点につきましても十分にご認識いただいたうえで、助成金に関するすべての手続きを適正に行っていただくようお願いいたします。

### 助成金を申請する際の注意点

- ①助成金に関するすべての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ②偽りその他不正な手段により、助成金を不正に受給した疑いがある場合には、助成金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。なお、助成に係る関係先（宿泊施設、スポーツ施設、旅行代理店など）に対して、必要に応じて現地調査等を実施しますので、助成金の受給者から関係先に対して現地調査が可能となるよう措置を講じていただきます。
- ③上記の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該助成金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済みの助成金のうち取消対象となった額に加算金（年 10.95%の利率）を加えた額を返還していただきます。また、助成金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を協会に納付していただきます。さらに、当協会から新たな補助金等の交付を一定期間（最大 24 ヶ月）行わないこと等の措置をとるとともに、当該スポーツ団体の名称、代表者、及び不正の内容を公表することがあります。